

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系5階暖房装置（2台）用蒸気戻り配管のドレントラップ前弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉建屋換気空調系5階暖房装置（2台）用蒸気戻り配管ドレントラップの接続フランジ部に蒸気のリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉建屋地階原子炉格納容器圧力抑制室エリア入口水密扉（2箇所）及びタービン建屋非常用ディーゼル発電機（B）室入口防火扉のゴムパッキンに一部剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	タービン建屋換気空調系排気ファン室及び給気ファン室連絡用防火扉の均圧ハンドル操作棒に折損が認められたため、当該ハンドルを修理	D	
5	3号機	循環水系硫酸第一鉄注入装置のタンクレベル計のガラス面に汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	対象外	
6	4号機	復水・給水系ろ過器の再生用水逃し弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴／20秒程度）が認められたため、監視を継続	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）過給機用潤滑油タンクレベル計（2台）のガラス面に汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	対象外	
9	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A、B）室の扉（2箇所）の扉補強材固定用ボルトの一部に外れ及び緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	高圧復水ポンプ（C）用潤滑油タンクの上蓋シール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	第2給水加熱器（C）用レベル調整弁のグランド部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、対応検討	D	
12	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-23）のアク्यूムレータ窒素ガス圧力検出元弁の接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
13	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-19）用窒素ガス補給口のシールキャップ部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	タービン建屋及び廃棄物処理建屋の連続ダスト放射線モニタ装置に「制御回路の伝送異常」を示す警報の誤発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
15	5号機	廃棄物処理建屋2階ホッパー室出入口扉付近の壁面に、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	廃棄物処理系ろ過材ブリコートタンク室北東側壁面に雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	所内ボイラ乾燥保管用窒素ガスボンベ（No. 3）と供給配管との接続部（配管側）のネジ山つぶれによる接続不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送配管用トレンチ内における漏えい発生の可能性を示す警報装置が動作したため、当該トレンチ内を点検・清掃	対象外	2月24日再審議にてグレード変更 D → 対象外
19	6号機	高圧復水ポンプ（C）用潤滑油フィルタ装置のフランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	集中環境施設	放射線管理区域内作業で使用された作業服等の洗濯物用大型乾燥機（B）の排気ダクト用保温材の一部が外れているため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで